

令和８年度 福井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

福井市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定める。

１ 調達方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、福井市の市長部局、消防局、上下水道局、議会事務局、教育委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局とする。

２ 物品等の調達目標

福井市が障がい者就労施設等から調達する物品及び役務の目標は次のとおりとする。

目標額：１，１００万円

- ・ 物品（食品類、日用品類、啓発用品類等）
- ・ 役務（印刷、除草、軽作業等）

３ 調達の推進方法

- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、各所属の課長補佐（若しくは副課長）及び庶務担当者を「障がい者就労施設等からの優先調達推進員」に指名し、全庁的な取組を推進する。
- ・ 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- ・ 障がい福祉サービス事業所への発注に際して、共同受注窓口※を極力活用するものとする。
- ・ 障がい者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障がい者就労施設等に随時情報を提供する。

４ 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に市のホームページ等を通じて公表する。

５ 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福井市福祉健康部障がい福祉課とする。

※ 共同受注窓口は、受注内容に対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行っているため、一施設では請け負うことのできない大口の仕事を共同受注し、受注の機会を広げる機能を持つ。

＜障がい福祉サービス事業所の共同受注窓口＞

社会福祉法人福井県セルフ

福井市学園３丁目７－５

電話：０７７６－２９－２２３４